

令和5年11月10日

事業者 各位

北九州市電子契約導入に係る事業者説明会の開催について

このたび、本市では、行政手続きのDXの取組の一環として、全庁で電子契約を導入します。

加えて、地元中小企業等における電子契約等のDXを進めるために、電子契約クラウドサービス事業者（4社）と連携協定を締結しました。

ついては、電子契約導入に係る事業者説明会を下記の通り開催します。

師走のお忙しいところ恐れ入りますが、ぜひご参加ください。

記

1 電子契約導入に係る事業者説明会

(1) 日 時 : 令和5年12月18日(月) 14:00~15:30

(2) 場 所 : 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 2階ホール
(小倉北区大手町11番4号)

(3) 参加方法

事前にお申し込みの上、会場聴講又はオンライン視聴のいずれかでご参加いただけます。

① 会場聴講(各社2名まで。先着250社まで。)

当日、会場で聴講いただけます。

② オンライン視聴

Webexアプリのインストールが必要です。

オンライン参加の方には、12月15日(金)、までに参加URLをメールにてお送りします。

(4) 参加申し込み

12月14日(木)までに下記Webサイトから申し込みをしてください。

お申し込みの際は、会場聴講又はオンライン視聴いずれかを選択してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/e-contract>



(5) その他

当日は、市が電子契約利用促進のための協定を締結した電子契約クラウドサービス事業者(4社)からの説明等も行います。

【説明会に参加する電子契約クラウドサービス事業者】

事業者名	電子契約サービス
㈱NXワンビシアークाइブズ	WAN-Sign
GMOグローバルサイン・ホールディングス㈱	電子印鑑GMOサイン
弁護士ドットコム㈱	クラウドサイン
SMBCクラウドサイン㈱	SMBCクラウドサイン

2 問い合わせ先

北九州市技術監理局契約制度課 TEL(093)582-2545

北九州市における電子契約の導入について

1 電子契約の導入

「電子契約」とは、インターネット上に電子契約サービス事業者が開設する電子契約専用のシステムを利用し、受注者が契約書の文面を記録した電子データに電子署名して、契約を締結するものです。

北九州市においても、令和6年2月から電子契約による契約の締結を開始することとします。

対象は、受注者から電子契約の申し出があった場合は、原則、すべての契約に対応することとし、工事契約のみに限らず、物品購入や委託などの各種契約を含みます。

2 電子契約を導入するメリット

電子契約を導入することで、契約書印刷作業が不要になり、契約書類作成コスト及び契約書類の管理コストが削減するなど、DXを推進することができます。

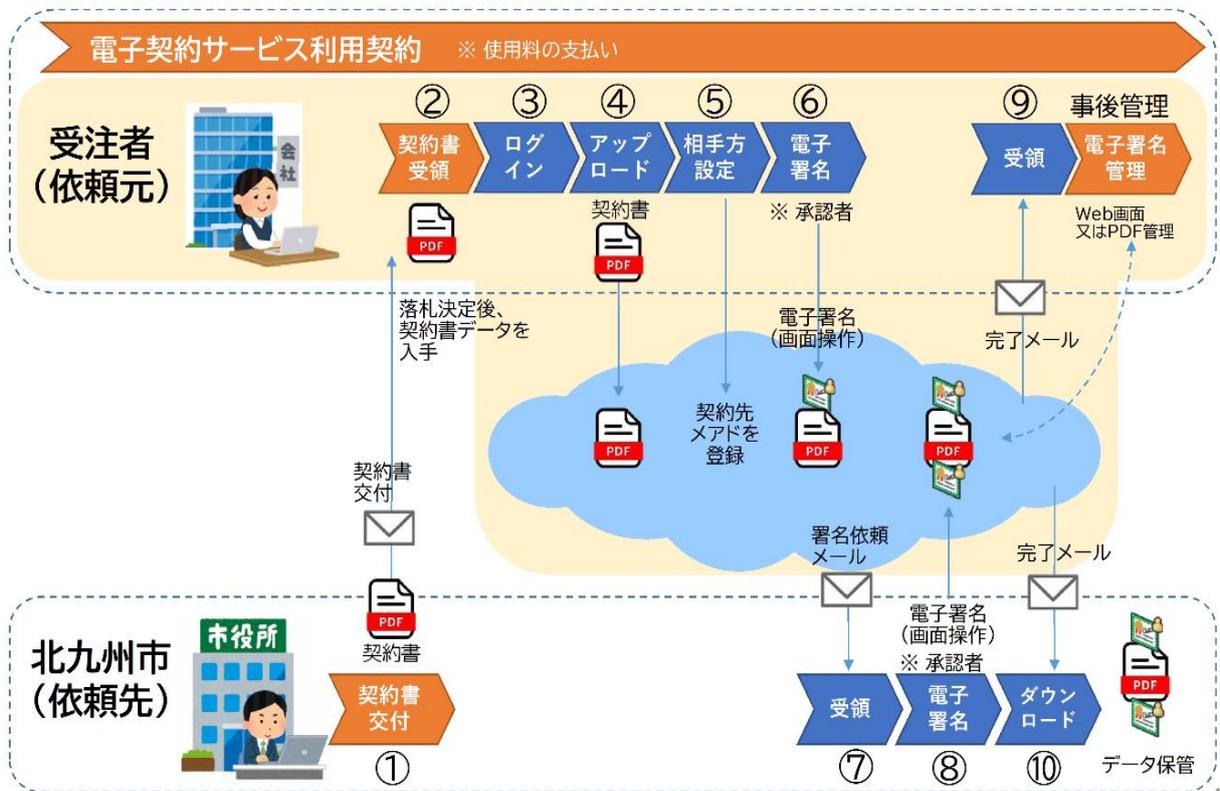
また、受注者にとっては、印紙が不要になるほか、契約書の受け取りや持ち込みが不要になるなど業務の効率化及び社内DXの推進を図ることができます。

3 北九州市における電子契約の手順

北九州市における電子契約の手順は、以下のとおり。

受注者が電子契約サービスを利用し、発注者である市に対し、電子契約の承認を依頼し、市が承認するものです。

電子契約の手順「基本的フロー」



詳細は、北九州市ホームページに掲載しています。